

姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱

平成 25 年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 3 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、姫路市が行う工事又は製造の請負、建設関連コンサルタント（工事に関する設計、測量及び調査業務委託をいう。）、役務の提供その他業務委託、物件の売買その他（以下これらを「建設工事等」という。）の契約から暴力団、暴力団員及び暴力団関係者を排除するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 第 3 条第 2 号から第 4 号までに規定する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員 法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。
- (7) 役員等 法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。
- (8) 下請契約等 建設工事等の一部について締結される請負契約（請負契約が数次にわたるときはその全ての請負契約を含む。第 10 号において同じ。）、再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をいう。
- (9) 共同企業体 姫路市建設工事の共同企業体取扱要綱（昭和 59 年 10

月 25 日制定)の規定に基づき設立された共同企業体をいう。

- (10) 下請負人等 下請契約等の相手方のうち、請負契約の請負人及び再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。

(契約の相手方からの排除)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（当該者を構成員として
いる共同企業体を含む。以下「排除対象業者」という。）を、建設工事等
の契約の相手方としてはならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与している者（実質的に関与している
場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人とし
て選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等としている者

ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、
暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

ウ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する
などしていると認められる行為

エ アからウまで掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非
難される関係を有していると認められる行為

(一般競争入札からの排除)

第 4 条 市長は、一般競争入札の方法により建設工事等の契約を締結しよう
とするときは、排除対象業者に該当しないことを入札の参加要件とするも
のとし、排除対象業者に入札参加資格を認めてはならない。

- 2 市長は、一般競争入札において入札参加資格を認めた者が、当該入札に
係る契約の締結を行うまでの間に排除対象業者に該当することが明らかと
なった場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わない
ものとする。

(指名競争入札からの排除)

第 5 条 市長は、指名競争入札の方法により建設工事等の契約を締結しよう
とするときは、当該入札に排除対象業者を指名してはならない。

- 2 市長は、指名競争入札において指名した者が、当該入札に係る契約の締
結を行うまでの間に排除対象業者に該当することが明らかとなった場合は、

当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

（随意契約からの排除）

第 6 条 市長は、随意契約の方法により建設工事等の契約を締結しようとするときは、排除対象業者を契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から排除対象業者を相手方とする特別の必要がある場合は、この限りでない。

（下請契約等からの排除）

第 7 条 市長は、建設工事等の契約の相手方が排除対象業者を下請契約等の相手方とすることを承認してはならない。

2 市長は、建設工事等の契約の相手方が排除対象業者を下請契約等の相手方としていた場合は、当該契約の相手方に対し、当該下請契約等の相手方との契約を解除するよう求めるものとする。

（契約の解除）

第 8 条 市長は、建設工事等の契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の必要がある場合を除き当該契約を解除するものとする。

(1) 排除対象業者であると判明したとき

(2) 当該契約の下請契約等の締結に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、下請契約等を締結していたとき

(3) 正当な理由なく、前条第 2 項の求めに応じないとき

2 市長は、前項に規定する内容を、市の締結する建設工事等の契約書に整備するものとする。

（不当介入に対する措置）

第 9 条 市長は、建設工事等の契約の相手方に対し、建設工事等の契約の相手方又はその下請契約等の相手方が当該契約の履行に伴い排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう求めるものとする。

（誓約書の徴取）

第 10 条 市長は、建設工事等の契約を締結しようとするときは、契約を締結する時までに契約の相手方から暴力団排除に関する誓約書（様式第 1 号・第 3 号）を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 工事の請負契約を締結しようとする場合で、当該工事の予定価格が 1

30万円以下であるとき。

(2) 工事に係る設計、測量又は調査業務委託の契約を締結しようとする場合で、当該契約の予定価格が50万円以下であるとき。

(3) 前2号以外の契約を締結しようとする場合で、当該契約の契約金額が50万円以下であるとき。

(4) 当該契約の相手方が国、地方公共団体その他の公共団体であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該契約の相手方が暴力団等でないことが明らかである場合で、市長が誓約書を提出させる必要がないと認めるとき。

2 前項第1号から第4号までに該当する場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、契約の相手方に誓約書を提出させることができる。

3 市長は、建設工事等の契約において、その契約の相手方が、契約の履行に当たり下請負人等を使用する場合においては、契約の相手方に対して、下請負人等の決定後直ちに、市長にその商号又は名称その他必要な事項を通知するとともに、当該下請負人等から暴力団排除に関する誓約書（様式第2号、様式第4号）を徴取し提出するよう求めるものとする。

4 前3項による誓約書の徴取は、契約の相手方に対して、入札公告、入札通知書等により義務付けるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 この要綱に基づく具体的な措置の実施に当たっては、警察等関係機関と密接に連携を図るものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日改正）

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日改正）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 2 6 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 2 6 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 1 7 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 5 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 5 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。